

**中核機能強化加算における地域の障害児に対する支援体制の状況
及び中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況**

法人名		NPO法人地域生活支援ネットワークきらり	(有) どれみ
事業所（児童発達支援センター）名		旭川子ども発達支援センターたいよう	永山子ども発達支援センターぼの
適用加算種別		中核機能強化加算Ⅰ	中核機能強化加算Ⅱ
1 基本要件			
項目	取組状況（令和6年度）	旭川子ども発達支援センターたいよう	永山子ども発達支援センターぼの
1	○市町村及び地域の関係機関との連携体制の確保について	旭川市自立支援協議会こども部会に参画している。	旭川市自立支援協議会（こども部会等）に参画し、地域の障害児支援に関する課題共有や支援体制の検討に継続的に関わっている。 また、旭川市、医療機関、保育所・認定こども園、学校、他の障害児通所支援事業所等と連携し、個別ケースを通じた情報共有や支援調整を行っている。
2	○幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制の確保について	幅広い発達段階や発達特性に応じた適切な支援につながるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床発達心理士等の多職種でのチームにより支援内容を検討し提案する体制を整えている。	乳幼児期から学齢期までの幅広い発達段階及び、発達障害、知的障害、肢体不自由等の多様な障害特性に応じた支援を行うため、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等の多職種によるチーム体制を構築している。 個別支援計画の作成・見直しにあたっては、多職種での協議を行い、専門的視点に基づく発達支援及び家族支援を提供している。 また、従業者に対して発達支援や家族支援に関する研修受講の機会を確保し、専門性の維持・向上に努めている。
3	○地域の障害児通所支援事業所との連携体制、インクルージョンの推進体制、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能と体制の確保について I 地域の障害児通所支援事業所との連携体制	I 障害児支援事業所向けの発達支援に関する研修会を2回開催した。また、保育所、こども園等の関係機関と連携するとともに、保護者の同意のもとで療育状況の共有・把握に努めている。	I 地域の障害児通所支援事業所を対象とした研修会や情報交換の機会を設け、支援の質の向上や人材育成に寄与している。 また、必要に応じて他事業所からの相談に応じ、支援方法や支援計画に関する助言・スーパーバイズを行っている。 (年間：延べ50件ほど)
	II インクルージョン推進のための体制	II 保育所等訪問支援の指定を受けている。	II 保育所等訪問支援の指定を受け、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活における支援方法や環境調整について助言・支援を行うことで、地域におけるインクルージョンの推進に取り組んでいる。
	III 早期の相談支援を行うための体制	III 障害児相談支援の指定を受けている。	III 発達に関する初期相談の受け皿として、保護者や関係機関からの相談に応じ、必要に応じて医療機関や障害児相談支援事業所等と連携し、早期から適切な支援につながる体制を整えている。
4	○地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組状況の公表（年に1回以上）	本書により公表	本書により公表
5	○第三者評価等、外部の評価機関による外部評価の受審 ※令和6年度中は、今後実施予定であることで差し支えない扱いとしている。	令和6年度は実施できていないが、令和7年度に実施することとしている。	第三者評価による外部評価を受審している。 ※受審 令和7年3月1日
6	○従業者に対する年間の研修計画を作成及び当該計画に基づく研修の実施（1年に1回以上） ※令和6年度中は、今後策定する予定であることで差し支えない扱いとしている。	全従業者を対象とした研修計画を策定しており、計画に基づき発達支援に関する研修を5月と11月の2回実施した。	全従業者を対象とした年間研修計画を作成し、発達支援、家族支援、虐待防止、身体拘束適正化、感染症対策等に関する研修を計画的に実施している。

2 体制要件				
	項目	取組状況（令和6年度）	旭川子ども発達支援センターたいよう	永山子ども発達支援センターほの
1	<p>○基本要件の2及び3の取組を進める上で中心となる者を配置できる体制の確保</p> <p>（中核機能強化加算Ⅰ～Ⅲ共通）</p> <p>以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置（常勤専任による配置）できる場合（Ⅰ、Ⅱの場合は、主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者、主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者、それぞれで1以上配置）。</p> <p>※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。</p> <p>【対象となる職種】</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員</p> <p>（中核機能強化加算Ⅰのみ）</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士及び児童指導員を全て配置すること。ただし、当該配置にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士及び児童指導員については、3年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する者を配置する必要があること。なお、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする。 ・基準人員、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算により加配した人員、上記Ⅰ～Ⅲ共通の人員でも可能とする。 ・配置すべき者に係る職種のうち2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可能であること（例：同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用等により2職種を有する者（理学療法士・作業療法士1名ずつ）を自事業所に勤務させる体制を確保する等）。 ・同一者が複数の職種を有している場合には、2職種までに限り評価を可能とする。 	<p>職員の採用にあたっては、資格証明書類・実務経験証明書、支援の経験年数等を確認している。</p> <p>また、在籍職員については、年度当初に各資格や経験年数の継続状況を確認している。</p>	<p>中核機能強化加算の要件に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、保育士、児童指導員等のうち、障害児通所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて配置している。</p> <p>職員の採用時には、資格証明書及び実務経験証明書等により経験年数を確認している。</p> <p>また、在籍職員についても、年度当初に資格及び実務経験年数の確認を行い、中核機能を担う人材の配置状況を継続的に把握している。</p>	